

## 第12回秋田家庭裁判所委員会議事概要

秋田家庭裁判所事務局総務課

### 1 開催日時

平成21年6月23日(火)午後3時～午後5時

### 2 場所

秋田家庭裁判所大会議室

### 3 出席者

(委員, 敬称略・五十音順)

狩野節子, 河村吉晃, 佐々木繁, 柴田健, 鈴木陽一, 山下忠佑

(説明者)

鹿内事務局長, 大滝首席家裁調査官, 腰塚首席書記官, 藤原事務局次長, 佐々木会計課長

(庶務)

小野総務課長, 高山総務課課長補佐, 佐々木庶務係長

### 4 議事

#### (1) 委員の自己紹介

柴田健委員の自己紹介

#### (2) 前回の後見開始申立てに係る申立書書類一式に関する提言についての説明

#### (3) 家庭裁判所庁舎見学

#### (4) 裁判所利用者アンケートの集計結果報告

#### (5) 「利用しやすい家庭裁判所について」をテーマとした意見交換

(以下, が委員長, が委員, が説明者の発言)

庁舎を見学したが, 待合室が狭いと感じた。

聴力障害者など手話通訳が必要な利用者に対する対応は, どのように行っているのか。

事例はない。家事事件については, 基本的に当事者が通訳人を確保する取扱

いとしている。当事者が手話通訳を確保できない場合は、事前に連絡していただければ、当事者が費用を負担するという前提で通訳人を確保できるよう対応したい。

アンケートに記載された意見，要望，苦情等に対して，どのように対処しているのか。また，その結果については，積極的に公表すべきではないか。

アンケートに記載された要望等については，事案に応じて適切に対処していると考えているが，その結果は公表していない。

公表することによって，アンケートの投函率が増えると思われるので，是非，検討していただきたい。

アンケートの回収ボックスに，その目的を表示していなければ，アンケートがどのように利用されるのか分からないため，利用者も意見が書きにくいのではないか。

「裁判所を利用しやすくするために，御意見をお寄せください。」などと表示することも考えられる。アンケートに対する結果については，どのような方法で公表すべきか。

少なくとも，ホームページに掲載したり，掲示板に貼り出すことは必要ではないか。

民間企業では，好意的な意見に対しても「ありがとうございました。」などとコメントを返すこともあるので，裁判所も遠慮せずに，結果を公表した方が良い。

アンケートの目的の表示と結果の公表については，今後，検討していきたい。

アンケートの意見の中に「待合室が寒い。」という意見があったが，何月ころのことか。調停事件での経験であるが，廊下の待合スペースで非常に寒い思いをしていた人を見かけたことがある。

4月17日に回収したものである。裁判所では，地球温暖化防止及び省エネルギーの取組の一環として，原則，暖房運転は11月中旬から3月末までとし

ているが、それ以外の期間でも、天候や室温によって柔軟に暖房運転を行ったり、調停室や待合室にファンヒーター等の補助暖房器具を据え置くなどして対処している。ただし、廊下について、ファンヒーター等を設置することは、防火管理上適当ではなく、困難である。

そもそも廊下は待合室として利用するスペースではないため、暖房設備が設置されていないのが通常である。廊下の待合スペースに外気が入らないように塞ぐなどの方法も考えられるが、この建物の場合は、構造上難しいと思う。

廊下で待つという経験はなく、専ら法廷を利用していたが、これまで寒いと感じたことはない。

待合室の暖房などのハード面ではなく、ソフトの問題、つまり、待ち時間の問題がある。調停事件で言えば、当事者から交互に話を聞いていくため、三、四十分から1時間待って、それを二、三回繰り返せば、最終的には2時間近く待つことになり、その間をどうやって過ごすかという問題である。実際に、待合室でため息を付いている人もいる。そんな中で、今年の4月頃から、本庁と管内支部の待合室に、子どもの視点から離婚をとらえた、子を持つ親には是非読んでほしい絵本が置かれており、そのような配慮に非常に感心した。

最高裁判所の家庭局が推薦する5冊1セットの絵本で、この春から本庁、管内支部及び出張所の8庁に備え置いた。内容は、子どもを持つ親御さんに子どもの気持ちを考えてもらうために参考になるもので、調停委員からも当事者に紹介してもらうなどしている。また、6月からはこれらの絵本を簡単に説明するポスターを待合室に掲示した。

調停事件でもそうだが、これから裁判員裁判が始まり、選任手続で100人近い方が集まり、その方々に待ち時間をどのように過ごしてもらうかという問題がある。

備え置いてほしい本など、待ち時間の過ごし方のアンケートを採るという方法もある。

当事者にポケットベルなどを持たせて、庁内で自由に待機してもらおうということができれば良いのではないか。

裁判所から確実な待ち時間を言えれば、当事者は、庁外も含めて自由に過ごすことができるのだが、調停事件などは、手続上、そうはいかないのが現状である。

申立書に記載された字が小さいように感じたが、お年寄りのために老眼鏡などは用意しているのか。

窓口到老眼鏡を備え置いている。申立書の様式は全国共通のものであり、記載場所や記載方法が分からない方には、職員が窓口で教示している。これまで字が小さいという苦情はなかった。

これまで要望や苦情などを受けて改善した、あるいは工夫したという例があれば紹介していただきたい。

職員が注文する弁当の販売業者が、配達車両を正面玄関に駐車して配達していたことに対して、アンケートで苦情が出たことがあった。このため、一般の利用者の妨げにならないように、配達車両を正面玄関から離れた場所に駐車するようお願いした例がある。

全国の家裁裁判所委員会との情報の共有は行われているのか。

各委員会の情報を相互に持ち寄って検討するという事まではしていないが、各委員会の議事概要はホームページに掲載しているので、同じような案件などがあれば参考にしている。

ある家庭裁判所委員会の議事内容で、当事者の名前を呼ばずに番号で呼んでいるというのがあったが、秋田家裁では、どのような取扱いか。

秋田家裁でも、この春から姓で呼ばない取扱いとした。具体的には、調停室の番号を書いたメモを受付で交付し、その番号で呼んでいる。2か月あまり経つが好評であり、定着していくものと考えている。

調停事件は、同一期日に最大で何件くらい指定されるのか。

多い時で6件くらいである。

相手方待合室は、そもそも席が6席しかないので、そのような日は満席の状態である。少年事件においては、少年が待合室で長時間待つということはないのかも知れないが、少年の待合室については、どのような工夫をしているのか。

一般的なムック（雑誌と書籍の性格を併せ持つ出版物）のたぐいのほかに、無難な漫画本も備え置いている。

#### （6）次回開催日時及びテーマについて

今回は、11月27日（金）に予定されている地方裁判所委員会において、テーマを裁判員制度の検証として、地方裁判所委員会と合同で開催することを提案し、了承された。